

9. 基礎年金制度

従来自営業者等のみに適用されていた国民年金制度が、昭和61年4月1日からは、公立学校共済組合等の組合員や厚生年金保険の被保険者などと、これらの者の被扶養配偶者にも適用されることになり、全国民に共通の基礎年金を支給する制度となった。

(1) 老齢基礎年金

① 支給要件

公立学校共済組合の組合員期間及び国民年金、厚生年金等の公的年金制度の加入期間（組合員期間等）が通算して25年以上である場合に、65歳から日本年金機構より支給される。

② 年金額

780,900円×改定率（毎年度国民年金法に規定する改定ルールにより、政令で改定する。）

ただし、この額は、20歳から60歳に達するまでの40年間保険料を納付した場合であり保険料納付に不足期間や免除期間がある場合は、その期間に応じて減額される。

【平成18年7月までの老齢基礎年金の計算式】

$$780,900 \text{円} \times \text{改定率} \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{保険料納} \\ \text{付済月数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料半額免除} \\ \text{月数} \times 2/3 \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{保険料全額免除} \\ \text{月数} \times 1/3 \end{array} \right)}{(\text{加入可能年数}) \times 12 \text{月}}$$

(注1)

【平成18年7月から平成21年3月までの老齢基礎年金の計算式】

$$780,900 \text{円} \times \text{改定率} \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{保険料納} \\ \text{付済月数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料1/4免除} \\ \text{月数} \times 5/6 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料1/2免除} \\ \text{月数} \times 2/3 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料3/4免除} \\ \text{月数} \times 1/2 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料全額免} \\ \text{除月数} \times 1/3 \end{array} \right)}{(\text{加入可能年数}) \times 12 \text{月}}$$

(注1)

【平成21年4月からの老齢基礎年金の計算式】

$$780,900 \times \text{改定率} \times \frac{\text{保険料納付済月額} + \text{注2} + \text{注3}}{(\text{加入可能年数}) \times 12 \text{月}}$$

(注1)

(注1) 改定率は、国民年金法に規定する改定ルールにより、政令で定められる。

(注2) 平成18年7月から平成21年3月までの保険料免除期間の計算式（国庫負担割合1/3の期間）

$$\left(\begin{array}{c} \text{保険料1/4免除} \\ \text{月数} \times 5/6 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料1/2免除} \\ \text{月数} \times 2/3 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料3/4免除} \\ \text{月数} \times 1/2 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料全額免除} \\ \text{月数} \times 1/3 \end{array} \right)$$

(注3) 平成21年4月からの保険料免除期間の計算式（国庫負担割合1/2の期間）

$$\left(\begin{array}{c} \text{保険料1/4免除} \\ \text{月数} \times 7/8 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料1/2免除} \\ \text{月数} \times 3/4 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料3/4免除} \\ \text{月数} \times 5/8 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{保険料全額免} \\ \text{除月数} \times 1/2 \end{array} \right)$$

③ 配偶者の老齢基礎年金の振替加算

配偶者が65歳になると自分の老齢基礎年金が支給されるので、加給年金額は支給されないこととなるが、その配偶者が昭和41年4月1日以前に生まれた者であるときは、その者の生年月日に応じた所定の額に改定率を乗じた額が老齢基礎年金に加算（振替加算）される。

(2) 障害基礎年金

① 支給要件

傷病により障害等級が1級又は2級の障害程度に該当（共済組合事前認定による）する障害状態になったときに支給される。

② 年金額

定 額	+	子の加算額
-----	---	-------

ア 定額は、障害等級に応じて次のとおりである。

障 害 等 級	定 額
1 級	976,100円×改定率
2 級	780,900円×改定率

イ 子の加算額

加算対象の子	加 算 額
2人目まで	1人につき224,700円×改定率
3人目以降	1人につき 74,900円×改定率

子の加算額の要件

受給権者によって生計を維持しているその者の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満の障害のある子（1級又は2級の障害）がいるとき。

(3) 遺族基礎年金

① 支給要件

公立学校共済組合の組合員及び年金受給者が死亡した場合に、その者の死亡当時、その者によって生計を維持していた次の要件に該当する妻又は子に支給される。

ア 妻の場合

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級が1級又は2級の障害の状態にある子と生計を同じくしていること。

イ 子の場合

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級が1級又は2級の障害の状態にあること。

② 年金額

ア 妻の受ける遺族基礎年金額

区 分	基 本 額	加 算 額	合 計
子が1人いる妻	780,900円×改定率	224,700円×改定率	1,005,600円×改定率
子が2人いる妻	780,900円×改定率	449,400円×改定率	1,230,300円×改定率
子が3人いる妻	780,900円×改定率	524,300円×改定率	1,305,200円×改定率

イ 子の受ける遺族基礎年金額

区 分	基 本 額	加 算 額	合 計
1人のとき	780,900円×改定率		780,900円×改定率
2人のとき	780,900円×改定率	224,700円×改定率	1,005,600円×改定率
3人のとき	780,900円×改定率	299,600円×改定率	1,080,500円×改定率

<経過措置>

国民年金法による年金の給付額について、平成16年法改正後の額が改正前に満たない場合は、改正前の額が給付されることとされた。(国年等改正法附則第7条)

① 老齢基礎年金等に係る特例額水準

年 金 種 別	改 正 前 の 額	
老 齢 基 礎 年 金	804,200円×政令で定める率	
障 害 基 礎 年 金	1級障害	1,005,300円×政令で定める率
	2級障害	804,200円×政令で定める率
遺 族 基 礎 年 金	804,200円×政令で定める率	

※ 政令で定める率は、平成21年度(0.985)に物価指数が低下した場合は、その低下した率を乗じる。

※ 50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の額は切り上げる。

② 加算額に係る特例額水準

ア 障害基礎年金

年 金 種 別	改 正 前 の 額
子2人目まで1人につき	231,400円×政令で定める率
子3人目から1人につき	77,100円×政令で定める率

イ 遺族基礎年金

(ア) 年金受給者が妻であり、遺族である子があるとき

対 象	改 正 前 の 額
子2人目まで1人につき	231,400円×政令で定める率
子3人目から1人につき	77,100円×政令で定める率

(イ) 年金受給者が子であり、かつ2人以上であるとき

対 象	改 正 前 の 額
受給権者である子を除いた1人につき	231,400円×政令で定める率
受給権者である子を除いた子2人目から1人につき	77,100円×政令で定める率

(4) 基礎年金の保険料

自営業者等は、加入者一人一人が国民年金の保険料を支払うことになっている（第1号被保険者）が、公立学校共済組合の組合員（第2号被保険者）とその被扶養配偶者（第3号被保険者）についての基礎年金に係る負担分は、組合員の掛金と事業主の負担金の中で賄うことになっているので、組合員及びその被扶養配偶者が国民年金の保険料を個々に支払う必要はない。

